**平成２４年（フ）第１３６号**
新潟県新潟市東区江南６丁目５番地４　石田方、開始決定時の住所富山県高岡市能町1623番地66
破産者　歯科金山クリニックこと　金山　元信
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

**平成２５年（フ）第１４号**
長野県佐久市望月1494番地、開始決定時の住所長野県佐久市協和7177番地２
破産者　比田井和久
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

**平成２４年（フ）第２４号**
大阪府四條畷市上田原519番地５、旧住所鹿児島県大島郡宇検村大字生勝212番地１
破産者　福永　秀文
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

**平成２４年（フ）第３５号**
北海道根室市宝林町４丁目409番地９
破産者　森　亜希菜
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

**平成２５年（フ）第３４５号**
さいたま市岩槻区西原４番110号、破産手続開始決定時の住所さいたま市大宮区櫛引町１丁目359番地１
破産者　奈良原康博
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２５年（フ）第１３８号**
広島市南区宇品西１丁目６番16―303号、開始決定時の住所広島市南区日宇那町２番１号
破産者　お好み焼きしんこと　新谷美智穂
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第１５７号**
広島市西区井口台１丁目13番36―506号
破産者　清岡　雅代
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第８３９号**
北九州市八幡西区南八千代町２番２―202号
破産者　森　　和彦
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２５年（フ）第１９４号**
北海道石狩市花川北３条２丁目102番地
破産者　阪中　憲剋
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第２１号**
青森県八戸市日計５丁目６番24号　コーポ五代102、前住所青森県八戸市下長８丁目６番19号　アーバンＫＣ―５
破産者　藤尾　　泉
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

**平成２４年（フ）第８９２号**
宮城県亘理郡亘理町字新井町17番地
破産者　佐藤　友紀
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２５年（フ）第４８号**
仙台市泉区八乙女３丁目８番地の４　朝日プラザ八乙女ロイヤルクレスト110
破産者　大井　房代（旧姓村山）
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２４年（フ）第５５号**
秋田県横手市朝日が丘２丁目５番６号、旧住所秋田県仙北市田沢湖生保内字宮ノ後17番地５
破産者　小林アサ子
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

**平成２５年（フ）第４号**
秋田県仙北郡美郷町安城寺字張山館183番地
破産者　美郷工業こと　鈴木　直樹
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

**平成２５年（フ）第５号**
秋田県仙北郡美郷町安城寺字張山館183番地
破産者　鈴木クニ子
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

**平成２４年（フ）第１９８号**
川崎市幸区小倉５丁目22番10―204号　福山通運社宅、住居表示変更前の住所川崎市幸区小倉1684番地　福山通運社宅204
破産者　土屋　正孝
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２４年（フ）第１９９号**
川崎市幸区小倉５丁目22番10―204号　福山通運社宅、住居表示変更前の住所川崎市幸区小倉1684番地　福山通運社宅204
破産者　土屋千恵子
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２４年（フ）第９３９号**
愛知県あま市木田小塚６番地14　ラドーニタワー美和704、開始決定時の住所愛知県あま市木田八反田24番地１
破産者　志波美由紀
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第１０１号**
名古屋市守山区中新７番８号　フロイデ201号
破産者　野村　俊之
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部